多面的機能支払交付金Ｑ＆Ａ

（未定稿）－抜粋－

※本Ｑ＆Ａは関係機関からの聞取りにより整理したものであり、変更が生じる場合があることに留意ください。

平成 29 年７月

（北海道日本型直接支払推進協議会）

# 10．活動の実施

［会計経理等］

６４ 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金は持越が可能か。

１ 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金について、活動組織が活動期間内に計画的に活動ができるよう、活動組織内での交付金の持越が可能である。

２ 活動組織においては、

① 活動期間における支出計画に基づき、毎年度、交付金の執行を行い、次年度以降に必要とされる交付金については、毎年度、市町村長に提出する実施状況報告書に次年度持越額及びその使用予定等を記入した上で、翌年度以降に持ち越して使用し、

② 活動計画書に定める活動期間終了年度末に残額が生じた場合は、当該残額を市町村に返還する。

③ ただし、活動期間終了年度の翌年度に新たに市町村の事業計画の認定を受けて農地維持活動等を継続する組織は、活動の円滑な継続のために、当該残額を新たな広域協定又は事業計画の認定に基づく多面的機能支払交付金の経理に含めて活用することが可能としている。

３ 特に２の③を適用する場合は、活動組織が抱える交付金がいたずらに膨らむことにならないよう、市町村が責任を持って、持越額の使途の見込みを確認することとする。

# 11．実施状況の報告・確認

８２ 当初計画していた活動が実施できなかった等の理由により多額の金額を持ち越すこととなったが、持越額全額の使用予定（使用時期、使用内容）等は全て記入する必要があるのか。

１ 使用予定のない交付金の持越は認められないため、持越額全体の使用予定を記入 しなければならない。

２ ただし、持越額を精査した結果、使用予定がないと判断されたものは返還する必要がある。

８３ 次年度への持越額について、実施状況報告書の支出の部の「３．次年度への持越額」の備考欄に記入した持越額の使用予定のとおり使用しなければならないのか。

原則として、実施状況報告書の備考欄に記入した内容のとおりに使用することとする。